

## ヴァイマル期における国民学校教員養成改革 —1930年代におけるプロイセン文部省による卒後教育改革に着目して—

藤井 利紀\*

### 要 旨

ヴァイマル期における国民学校教員養成改革を論じる上で、教育アカデミーの設立とその教員養成教育に着目するだけでは不十分である。というのも、プロイセン文部省は1930年頃から、教育アカデミーの教員養成に続く卒後教育を第2の教員養成段階として位置づけ、卒後教育改革を教員養成改革の一部であると見なしていたからである。本稿では、1930年代におけるプロイセン文部省の卒後教育改革構想および、その構想がどのような展開を経て、制度化に至ったのかを明らかにする。その結果、プロイセン文部省が主導した卒後教育改革は、プロイセン財務省の反発がありつつも、国民学校への派遣年数が短くなったことや教職志願者の雇用形態を除けば、ある程度構想通りに実現したと言えよう。

キーワード：卒後教育、教員養成改革、教育アカデミー、プロイセン

### I. はじめに

プロイセンは、中等教育段階であったことから不十分だとみなされていた教員養成所 (Lehrerseminar) を閉鎖して、新たな国民学校教員養成機関として入学条件に大学入学資格を求める教育アカデミー (Pädagogische Akademie) を1926年から1930年にかけて15校開設した。教育アカデミー自体は、ナチスによって1933年5月に教員養成大学 (Hochschule für Lehrerbildung) に改変されたため、その存続期間は短い。しかし、教育アカデミーは戦後西ドイツにおける教育大学 (Pädagogische Hochschule) の前身であり、初等学校教員の「大学における教員養成」のはじまりであった。

しかし、ヴァイマル期における国民学校教員養成改革を論じる上で、教育アカデミーの設立とその教員養成教育に着目するだけでは不十分である。というのも、1930年頃からプロイセン文部省は、教育アカデミーの教員養成に続く卒後教育 (Fortbildung) を第2の教員養成段階として位置づけ、卒後教育改革を教員養成改革の一部であると見なしていたからである。最終的に、1931年4月に卒後教育は、制度化されることになった。これらの点を踏まえれば、卒後教育はヴァイマル国民学校教員養成改革の重要

な一部分として検討されなければならない。以上から、本稿では1930年代におけるプロイセン文部省の卒後教育改革構想および、その構想がどのような展開を経て、制度化に至ったのかを明らかにすることを目的とする。

1930年代の国民学校教員養成改革に言及した先行研究としてまず、榊原禎宏を挙げることができる<sup>1)</sup>。榊原は、ドイツの先行研究を主に参照することによって、ヴァイマル期における国民学校教員養成改革に関する年表を作成している。榊原の研究は、教育アカデミーの設立までだけではなく、ヴァイマル期全体の国民学校教員養成改革の動向をまとめているという点において示唆に富んでいるが、1930年代の卒後教育については論じていない。さらに、ヴェルメケを挙げる<sup>2)</sup>ことができる。彼は、国民学校教員養成改革の展開を三つの時期 (1919-1923年、1923-1929年、1929-1933年) に分けて、1929-1933年をプロイセン文部省と財務省との対立が深刻化した時期であったと捉えている。こうした状況下で、プロイセン文部省は対抗策として、国民学校教員養成のアカデミズム化した状態を政治的に保証し、教育アカデミーのアカデミックな権限を拡大することを試みていたと説明される。この時期において、プロイセン文部省が財務省に対して攻勢的であったと

\*岡崎女子短期大学

いうヴェルメケの記述は、ほぼ同時期に進行していた卒後教育改革を考える上で、重要な視点を含んでいる。ただし、ヴェルメケは卒後教育改革自体については論じていない。

一方、卒後教育に着目した先行研究に目を向けると、ヴェルテ<sup>3)</sup>と藤井利紀<sup>4)</sup>を挙げることができる。これらの研究は、実際に実施された卒後教育の実態に着目したものであり、プロイセン文部省の卒後教育改革構想やそれが制度化に至るまでの議論の過程についてほとんど論じていない。さらに、ユンクの研究にも言及できる<sup>5)</sup>。ユンクは、プロイセン教員組合がプロイセン文部省主導の卒後教育改革を否定的に捉えていたことを明らかにしている。確かに、その中でプロイセン文部省の卒後改革の特徴が部分的に明らかにされているものの、教員組合側の史料を用いているため、文部省の卒後改革構想やそれがどのように議論されたかについては詳細に論じられていない。

以上から、本稿では、これまでの研究で十分取り上げられてこなかった 1930 年代のプロイセン文部省の卒後教育改革構想および、プロイセン文部省と財務省との関係にも着目しながら、その構想がどのような展開を経て、制度化に至ったのかを明らかにしていく。史料としては、プロイセン文化財団枢密文書館が所蔵するプロイセン内務省の教員養成関連文書とプロイセン文部大臣であったグリメ (Adolf Grimme, 1889-1963) の卒後教育関連文書を中心に用いていく。さらに、プロイセン議会の本会議およびプロイセン議会の予算審議に関わる中央委員会の議事録を利用する。

## II. プロイセン文部省の卒後教育改革構想

当時の国民学校教員志望者は、教育アカデミーの卒業試験にあたる第 1 次教員試験にまず合格する必要があった。試験合格後、教職志願者 (Schulamtsbewerber) の身分となり、そこから最短 2 年で受験可能な第 2 次教員試験に合格することによって、国民学校最終任用資格を得ることができた。第 1 次と第 2 次教員試験の間の期間がもつ意味は、教育アカデミーの卒業年度によって大きく異なった。1928 年から 1930 年までの教育アカデミー卒業生は、最終任用資格を得る前に、国民学校教員ポストに就くことができ、正教員と変わらない授業時間数および業務を担当していた。彼らには「事前就職原則」

(Vorbeschäftigungsprinzip) が認められており、教育アカデミー卒業と同時にポストを得ることができた。一方、1931 年度以降の卒業生の場合、「事前就職原則」が適応されず、教育アカデミー出身の教職志願者は、教員養成所出身の教職志願者と同様に、卒業年度が早い順番から教員ポストに割り振られる「待機リスト」に掲載されることとなった。プロイセン文部省は、プロイセン議会において「事前就職原則」の廃止が既定路線となる前から卒後教育に関わる方針を示していたが、後述するように、「事前就職原則」の廃止と卒後教育改革は密接に関わっていた。

1930 年 9 月 17 日に、プロイセン文部省は「教員の卒後教育と継続教育の新規程に関する覚書」(Denkschrift zur Neuordnung der Lehrer-Fortbildung und -Weiterbildung) を出している。管見の限り、この覚書自体は公にされていないものであるが、プロイセン文部省の卒後教育改革の骨子をまとめたものであると推察される。覚書によって示された新規程の目的は二つあり、一つ目は、「教員養成だけではなく卒後教育および継続教育を含んだ今始まっている職業教育改革が、中途半端なものにならないようにするためには、新しい教員養成に応じた卒後教育の形態が作られなければならない」<sup>(1)</sup>であった。ここから分かるように、教育アカデミー設立を教員養成改革の一部であると捉え、教育アカデミーの理念に応じた形で卒後教育改革も続かなければならないと考えられていた。一方、二つ目の目的として、「教員の継続教育に対するプロイセンの将来的な基本姿勢が示されなければならない」<sup>(2)</sup>ということが挙げられていた。継続教育 (Weiterbildung) は教員研修に相当するものであった。しかし実際のところ、後述するように、覚書は卒後教育を中心に論じており、継続教育に対する言及は少ない。

表 1 「教員の卒後教育と継続教育の新規程に関する覚書」の内容構成

1	新規程に関わる課題
2	過去における卒後教育と継続教育
3	現代的課題としての卒後教育と継続教育
4	新しい卒後教育の基礎としての新しい教員養成制度
5	教員の卒後教育と継続教育の理想的な構造
6	理想と現実
7	付録：プロイセン外における卒後教育と継続教育

(備考) 覚書の目次より筆者作成

覚書は35ページあり、表1に示す内容から構成されていた。覚書の第2節では卒業教育と継続教育の歴史的動向、第3節では教育アカデミー・学校監督庁 (Schulaufsicht)・継続教育を実施していた作業共同体 (Arbeitsgemeinschaft)・教員組合・見習い教員 (Junglehrer) といった関係者の卒業教育と継続教育に対する見解、第4節では教育アカデミーの教員養成の特徴がまとめられている。覚書の第5節では、上記の節を踏まえながら、あわせて30条から成る指針を掲げることによって、卒業教育および継続教育改革の具体的な構想が述べられている。覚書は、次のように指針を四つの領域に分けていた<sup>5)</sup>。「養成校と養成教員」(1-13条)、「卒業教育会議」(14-24条)、「継続教育」(25-26条)、「教員の卒業教育と継続教育のための協議会」(27-30条)。指針の領域を見ると、第5節は、「教員の卒業教育と継続教育の理想的な構造」という名称であるが、指針の多くは卒業教育に割かれていたのであった<sup>6)</sup>。

卒業教育と直接的に関係していたのは、「養成校と養成教員」と「卒業教育会議」の領域であった。前者から見ていく。「養成校と養成教員」の指針については、その一覧を次のページに表2として示した。「養成校と養成教員」で示されたのは、教職志願者を国民学校に派遣して、授業実践をさせることであった。第1条と第3条から分かるように、学校監督庁が「養成校」(Ausbildungsschule)と呼ばれる実習校を選定し、教育アカデミー出身の教職志願者は2年間の間、準備勤務 (Vorbereitungsdienst) しなければならなかった。第7条から第9条によれば、各学校に1年目と2年目のあわせて2人の教職志願者を配属し、前者には1週間当たり16-18時間、後者には20-22時間の授業を担当させる予定であった。第4条によれば、こうした教職志願者を世話するために、教員の中から「養成教員」(Ausbildungslehrer)と呼ばれるメンターが選ばれていた。これらの方法は、「軽減措置」であるとされ<sup>7)</sup>、従来は30時間であった授業時間数を減らすことと、「養成教員」を付けることによって、初めて国民学校で職務に従事する教職志願者の負担を減らすことが狙いであったと考えられる。

教員配置の方法に目を向けると、第8条が示すように、2年目の教職志願者のみに定員ポストを割り振るといった手段が考えられていた。そして、第6条による「養成教員」の授業時間数削減と組み合わせることによって、実質的に一つの定員ポストに二人

の教職志願者の配置を試みていた。こうした方法をとった背景には、1929年に四つの教育アカデミーが新設されたことによって、1931年の教育アカデミー卒業生が増加するため、定員ポストが足りなくなるということや、教育アカデミー以前の教員養成機関であった教員養成所出身の教職志願者が、まだ定員ポストに付いていなかった等の問題があったと考えられる。

次に、「卒業教育会議」を見ておこう。ここで示されていたのは、教職志願者が卒業教育会議 (Fortbildungstagung) と呼ばれる研修大会へ参加することである。この会議は、第14条と第18条によれば、全日行われる会議であり、午前中は学校訪問、午後は話し合いという形で実施され、年10回実施することが予定された<sup>8)</sup>。「卒業教育会議は、こうした活動[学校訪問および話し合い]を通して、教職実践教育のより中心的な部分を完了する教職志願者の卒業教育に貢献している」<sup>9)</sup>というように、教職志願者向けに行われる研修であった。

以上のように、覚書で想定されていた卒業教育は、教職志願者が2年間国民学校で授業実践を実施することと、卒業教育会議と呼ばれる研修大会に年10回参加することであった。しかし、プロイセン文部省は覚書の中で、指針に掲げた卒業教育を実現するためには課題が多いことも認識していた。実際に、覚書の第6節は「理想と現実」というタイトルであり、以下の記述があった。「第5節における提案の中で第13条[第12条だと思われる]から第30条において詳細に示された提案は、重大かつ根本的な問題なしに実現される。(中略) それに対して、第1から第12条で予定されている措置を実施することは、財政的だけではなく、学校法や給与規程に関わる困難にたくわすことになる」<sup>10)</sup>。ここから分かるように、卒業教育会議は実施可能であると考えられていた一方で、2年間教職志願者を国民学校に派遣して授業実習をさせるというやり方は、実現が難しいとすでに見られていたのであった。後のプロイセン議会における議論でも、教職志願者を国民学校にどのような方法で配属させるかをめぐって議論が展開されることになる。

### Ⅲ. プロイセン議会における議論

プロイセン議会において、卒業教育改革をめぐる議論が展開され始めたのは、1930年11月頃であり、

表 2 「教員の卒後教育と継続教育の新規程に関わる覚書」で示された指針（一部抜粋）

1	教育アカデミーで養成された教職志願者の <u>最初の 2 年間（準備勤務）</u> における配属と雇用は、彼らの義務である卒後教育の必要に応じた計画に基づいて実施される
2	学校監督庁は、監督区の 3 人以上の教員がいる学校の中から、その教員陣編成や学校が実施している活動に基づいて、この新規程に沿って卒後教育に特に適している学校を 10 個まで選び出す（養成校）
3	3 人以上の教員がいる学校が監督区に十分ない場合、前提条件を満たしている県内の他の監督区に、教員養成のために教職志願者を多く割り当てる
4	全教員陣の中から、会議規則に沿って学校の全体的な活動だけではなくこうした特別な活動にも責任を負っているひとりの教員に、学校で活動をする卒後教育従事者を支援するという特別な任務を委ねる（養成教員）
5	卒後教育従事者を支援する国民学校教員は、教職志願者の授業を定期的に見学し、授業見学の計画を立てる際にも教職志願者を支援し、教職志願者が自身の授業や授業見学で得た経験を話し合いの中で振り返り、それ以外にも日々の職業的悩みに関して教職志願者にいつでも対応する
6	養成教員に託されたこうした責務を果たすために、養成教員は、他の職務上の義務から解放されなければならない（義務授業時間の軽減）
7	こうした各養成校では、 <u>2 人の卒後教育従事者が</u> 従事し、 <u>ひとは 1 年目、もうひとは 2 年目の準備勤務にあたる</u>
8	学校の一つの定員ポストは、2 年目の準備勤務にあたる教職志願者のみが占める。彼らは、クラスを受けもつが、 <u>20 から 22 時間</u> のみの授業を持ち、最大の義務教育時間までは、授業参観が義務となり、彼らの助言者とともに授業参観のために計画を作成する
9	1 年目の準備勤務にある教職志願者は、定員ポストを得ない。1 年目の教職志願者は、クラスを持たず、 <u>16 から 18 時間</u> の授業を受け持ち、規程第 5 条から第 7 条のもとで生じた授業減少をカバーする。同様に、1 年目の教職志願者も最大の義務教育時間までは、授業参観が義務となり、彼らの助言者とともに授業参観のために計画を作成する
10	長くて約 4 週間の期間で 3 学期・4 学期の教育アカデミー学生と初年度の準備勤務にある教職志願者との間での交流、つまり学生が養成校において学外実習を実施し、教職志願者はアカデミーの場において休暇の時期に共同活動の形でアカデミー教授陣の指導のもとで、その職務経験を振り返るといった交流を実施するかどうか、いつするのかは、県行政と教育アカデミーの取り決めに委ねられている
11	準備勤務初年度の教職志願者は現在の補助教員の報酬を受け取り、準備勤務 2 年目の教職志願者は、現在の給与法に一致した基礎報酬を受け取る
12	教職志願者は、2 年間の準備勤務において、新しい卒後教育従事者にポストを空けるために学校を去るまで原則として同じ学校にとどまる。3 年目以降の教職への雇用は、今までの原則に準ずる
13	準備勤務の 2 年目のおわりに、養成教員は教職志願者について報告書をまとめ、視学官は後に、教職志願者が第 2 次試験に出願したときに、その報告書を自身の報告書に添付する

（備考）覚書より筆者作成。下線は筆者

予算審議に関わる中央委員会であった。1930年12月2日に開催された第164回中央委員会では、教育アカデミー出身の教職志願者の「事前就職原則」を廃止することを求める提案について協議がされていた。報告者のケーニヒ（Christoph König, 1882-1944）は次のように発言している。

報告者ケーニヒ（ポツダム）（社会民主党）は、案5535は分科委員会での議論を出発点としてしていると説明した。数週間前に、教職に就けていない教職志願者の数の概要について協議した際に、すでに数年間就職を待っている若手教員がより早く就職できることに関心を寄せられる中で、教職志願者の事前就職原則を廃止することがすべての政党から表明された<sup>9)</sup>

数年間就職を待っている若手教員というのは、教員養成所出身の教職志願者のことを指していた。ケーニヒの発言から分かるように、教員養成所出身の教職志願者がまだ教職に就けていないという状況下で、教育アカデミー出身の教職志願者のみに「事前就職原則」を認めることに反発があり、プロイセン議会において事前就職原則が廃止される可能性が高い状況であった。「事前就職原則」の廃止によって、教育アカデミー出身の教職志願者を定員ポストへ配置することができなくなるため、覚書が想定していた第1条から第13条の「養成校と養成教員」は実現不可能となった<sup>10)</sup>。そのため、プロイセン文部省は代替策を構想、提案しなければならなかった。すでに第164回中央委員会において、プロイセン文部省官僚のケストナー（Paul Kaestner, 1876-1936）は、次のように述べていた。

「事前就職原則」を廃止する場合、教育アカデミー出身の教職志願者が国民学校において実践に従事するという代替策を何らかの方法で見つけられなければならない。見て取れる限りでは、解決策を卒後教育補助金の範囲で見つけるべきか、補助学校教員の創設によって見つけるべきかどうかで決めかねているという点でのみ悩むことができるだろう。（中略）卒後教育補助金の方法を用いる解決法に対して、教育的見地から、こうした解決法には問題があると主張することができよう。なぜなら、卒後教育補助金の受給者は聴講中心であり、比較的少ない授業時間数をもって国民学校で

従事するのに対して、補助教員は完全に従事する。それゆえ、補助教員という解決策はどんな場合でも利点がある<sup>11)</sup>

ここでは、覚書で提案された一つの定員ポストに二人の教員を配置するという構想の代わりに、補助教員（Hilfslehrer）ポストを創設することが挙げられていた。教職志願者に卒後教育補助金を支給し授業をさせるよりも、教職志願者を補助教員ポストに配置して授業を実施させる方が、多くの授業時間数を担当できることから、教育的に利点があると考えられていた。こうしたケストナーの主張は具体化され、1931年2月11日の第189回中央委員会において、次に示す提案112<sup>12)</sup>が提出された。

#### 提案 112

##### 一時予算 19 章 国民学校制度

162 節（教職に就いていない教職志願者のための卒後教育補助金）-4500000RM、163 節（3000 人の補助教員ポストの一時的な創設）-5940000RM を次のような名称と金額をもって新しい名称に統合する  
5575 人の補助教員ポストの一時的な創設 - 10,440,000 RM（中略）

当面の間、教育アカデミーで養成された各教職志願者についても、第 1 教員試験合格後すぐに 2 年間の期間で、教職実践教育の目的のために準備勤務として補助教員職に配属させることができる

提案 112 は、プロイセン文部省が意図していたように、従来の予算と卒後教育補助金を廃止することで余剰となる予算を組み合わせることによって、5,575 人の補助教員ポストを創設して、それらのポストの一部に教育アカデミー出身の教職志願者を充てるというものであった。ケストナーは、提案 112 について次のように述べていた。

見習い教員の教職実践的な卒後教育と関わっている提案 110 から 113 は、最も重要で実質的に最も前向きであると考えられる。確かに、ケストナーはこれらの事柄に関する規程について財政行政機関の同意がまだないことから、あらゆる留保の中で述べなければならなかった。しかし、これらの提案を実現することは、教職志願者のさらなる将来やさらなる教員養成の遂行にとって決定的であり、かなり重要であることが強調された。これら

の提案は、教育アカデミーの活動と教職実践的な卒業教育との間に隙間が生じないようにするために、教育アカデミー卒業生の継続教育をアカデミーが持っている精神と同じように行えるということとは重要である<sup>(13)</sup>

ケストナーは、プロイセン財務省の了解をまだ得ていないことを述べながらも、教育アカデミー出身の教職志願者が、教育アカデミー卒業と同時に、卒業教育を受けられないことを問題視していた。さらに、彼らが教育アカデミーの理念に基づいた卒業教育を受けることを重視していたのであった。この提案は、1931年2月11日の第189中央委員会において、分科委員会に議論を移すことが決められた<sup>(14)</sup>。

プロイセン文部省は補助教員を増設して、教育アカデミー出身の教職志願者をそのポストに配置して、卒業教育をさせるという提案112に準じた形で、「準備勤務における教職志願者の教職実践教育のための方針」という規程を執筆していた。本規程は1931年に出されたものであると推定されるもののいつ出されたかどうか正確な時期は分からず、さらにどのように議論されたのかも不明であるが、当時のプロイセン文部大臣グリメの教員養成関連文書に、同規程が残されている<sup>(15)</sup>。本規程における教職志願者の国民学校派遣に関わる部分については、次のページに一覧をまとめている。この規程は、すでに1930年に出されていた覚書と比べると、いくつかの変更が加えられている。一つの定員ポストに二人の教職志願者を配置するという方法がとれないため、第5条で示されているように、一つの補助教員ポストに一人の教職志願者を配置するという方法に変更が加えられている。その結果、覚書と比べると、1週間あたりの授業時間数は18時間となり、さらに国民学校へ配属される年数は2年から1年に変更となった。一方、卒業教育を「準備勤務」に位置付けていたことや、国民学校教員がメンターとして教職志願者を支援するという仕組みに変更はなかった。以上のように、プロイセン議会において「事前就職原則」の廃止が既定路線となる中で、プロイセン文部省は、覚書を部分的に踏襲しながら、補助学校教員ポストを創設して、そこに教育アカデミー出身の教職志願者を割り当て、「準備勤務」をさせるという方法を新たに提案していたのであった。

#### IV. 財務省の反発

しかし、第189中央委員会で提案された提案112は否決される。1931年3月4日の第202回中央委員会において、分科委員会の報告について議論が行われた。その後、提案112に対して修正動議が出された。これは、教育アカデミー卒業生のみ補助教員ポストを設立するという主旨であった。しかし、この修正動議自体も与党によって否定され、最終的に次の提案152が出されることとなった<sup>(16)</sup>。

提案152 (注-下線は筆者)

一時予算 19章 国民学校制度  
162節 (教職に就いていない教職志願者のための卒業教育補助金) -4500000RM  
以下をタイトルに付け加える  
これらの資金から、1931年予算年度の間、卒業教育補助金の名目で、1931年5月1日以降、教育アカデミー出身で、さらなる教職実践教育の目的のために国民学校で従事する教職志願者に補助金が支払われる

この提案は、卒業教育補助金を支給する方法であり、まさしく補助教員ポストの設立を否定するものであった。さらに、後述するが、「準備勤務」という文言がなくなった。なお、追加修正提案が行われ、「教職実践」(berufspraktische)を「教職」(berufs)にする変更も行われた。最終的に、提案152は、中央委員会での議論をほとんど経ずに、受け入れられることとなった。管見の限り、分科委員会の議事録がないため、なぜ提案112が拒否され、提案152が受け入れられたのか詳細は分からないものの、他の史料を用いることによって、提案112が拒否された理由を推察することができる。第204中央委員会では、採決前に、共産党議員のケルフ(Wilhelm Kerff)が次のような発言を行なっている。

ケルフ議員は、プロイセン行政がすみやかに教職志願者の教職実践教育についての覚書を提出するという与党の提案が受け入れられたことから、こうした事案が文部省の中でかなり重要な問題となっており、文部省の活動計画の中にあつたと推察している。しかし、財務大臣が分科委員会の中で、明らかに完全なる否定的な表明をしたことによって、教職実践教育の新しい制度の支援者と熱

表 3 「準備勤務における教職志願者の教職実践教育のための方針」（一部抜粋）

1	準備勤務は、教職志願者が国民学校勤務に本格的に従事する最初の2年間である。準備勤務は、最終任用資格を得るまで教職志願者の教職実践教育に寄与する。プロイセン国家には、こうした準備勤務を適切に構築するための配慮をする責務がある。こうした責務を果たすには、視学官、教育アカデミー、国民学校教員陣の相互協力が必要である。この方針に沿って実施されるすべての措置の責任は学校監督庁、特に視学官にある
2	準備勤務への召集は、教育アカデミー出身の教職志願者の場合、第1次教員試験に合格した後すぐに行われ、教育アカデミー出身ではない教職志願者の場合、卒業年度に応じた志願者リスト登録の順番によって行われる
3	準備勤務初年度における教職志願者の配属と雇用は、彼らの教職実践教育の必要に応じた計画によって実施される
4	学校監督庁は、視学官の提案に応じて、監督区の3人以上の教員がいる学校の中から、その教員陣編成や学校が実施している活動に基づいて、この方針に沿って教職志願者の教職実践教育をするのに特に適している学校を必要に応じていくつか選び出す
5	3人以上の教員がいる学校が監督区に十分でない場合、前提条件を満たしている県内の他の監督区に準備勤務初年度の教職志願者を多く割り当てる
6	<u>準備勤務初年度の勤務をするために、こうした各学校にひとりの教職志願者が配置される。</u> より多くの教職志願者を適切な学校に配置することは、許容される
7	準備勤務初年度において、教職志願者は <u>18 時間</u> の授業を担当し、一方で経験ある教員の授業を通常週6時間見学することも課される
8	教職志願者が派遣される国民学校教員陣は、会議規則に沿って、当該学校において教職実践教育のために提供できるあらゆる機会を教職志願者にとって利用できるようにする責務を担っている。こうした責務に加えて、学校監督庁は、視学官の提案に基づいて、教員陣の中から一人の教員に、第9条で示すように、当該学校で活動する教職志願者の教職実践教育を支援するという特別な任務を委ねる
9	該当教員は、教職志願者の授業を定期的に見学し、授業見学の計画を立てる際にも教職志願者を支援し、教職志願者が自身の授業や授業見学で得た経験を話し合いの中で振り返り、それ以外にも日々の職業的悩みに関して教職志願者にいつでも対応する
10	該当教員に託されたこの任務を果たすために、こうした教員は、他の職務上の義務から解放されなければならない。該当教員の義務授業時間は、1週間あたり6から10時間軽減される
11	準備勤務初年度のおわりに、教員は教職志願者について報告書をまとめ、視学官は後に、教職志願者が第2次試験に出願したときに、その報告書を自身の報告書に添付する
12	教職志願者は準備勤務の2年目においても可能な限り、同じ監督区にとどまる。定員ポストもしくは非定員ポストへの嘱託もしくは代理による雇用は、卒業年度に応じた順番による志願者リストへの登録で行われる

（備考）Richtlinien für die berufspraktische Ausbildung der Schulumtsbewerber im Vorbereitungsdienst, in: Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz VI. HA, N1 Grimme, A., Nr. 305  
より筆者作成。下線は筆者

烈な支持者をそうした夢から目を覚まさせることとなり、こうした事実はプロイセン全教員およびすべての若い教師たちにも十分に知れ渡ることが望ましい<sup>(17)</sup>

この発言から、提案 112 の否定には、プロイセン財務省が関わっていたと見ることができる。財務省がなぜ否定的立場であったかどうかは、プロイセン議会の議事録から不明であるが、プロイセン財務省の参事官がプロイセン内務省に送った書簡から、その理由を検討することができる。この書簡は、「卒業教育改革」をめぐる議論が終結した 1932 年のものであり、教育アカデミーの閉鎖に関わる内容であったにもかかわらず、そこで 1931 年の卒業教育改革に対して、プロイセン財務省は次のように厳しい批判を展開した。

かつての教員養成所と同様に、教育アカデミーは一人前の能力をもった教員を養成するという課題を実現しなければならない。このことは、当時の文部大臣ベッカー博士と大臣担当で文部省参事官であったフォン・ドリーシュ博士といった教育アカデミーの創設者の立場でもあった。しかし残念ながら、教育アカデミーの教員養成活動の中で、理論と「学問性」がますます広い場所を占めていく一方で、学生の実践的訓練はいっそう後退していくという進展を遂げた。文部大臣は、文部省の現担当官と野心のある教育アカデミー教員たちに支えられたこうした進展を傍観し、さらに 1931 年春に、主として教育アカデミーによって行われる実践的訓練を新たに設立される 1 から 2 年間の「準備勤務」（試補勤務で行われるように）の期間に移すことによって、こうした進展を正当化することを試みた。こうした計画を実現することは、実際的に教員養成を 1 から 2 年間の延長することを意味しており、教員給与政策から見ると、入学のためにアビトゥーアを要件とするより深刻な結果をもたらすはずであった。そのとき財務行政は、プロイセン議会にも支援された計画を断念させるのにかろうじて成功した。教育行政の試みは、教育アカデミーにおける教員養成が今もそうであるように、実践的な要求を正当に評価しておらず、教員養成の根本的な改革を必要としていることを示している<sup>(18)</sup>

これは、教育アカデミーの現行の教育課程を批判し、教育アカデミーの閉鎖を主張したものであるが、その中で卒業教育改革にも矛先が向けられていた。ここから、プロイセン財務省が、「教職実践教育」の中心を教育アカデミー卒業後に行われる「準備勤務」に移すことによって、教員養成期間の延長とみなされてしまうことを恐れていたことが分かる。教員養成期間の延長は、教員の給与と関わる問題でもあった。

さらに、「準備勤務」という概念を用いていたことが、プロイセン財務省からの批判を受けた要因だと推察される。というのも、「準備勤務」は中等学校教員養成に取り入れられていたからである<sup>(19)</sup>。国民学校教員養成にも「準備勤務」を導入することは、国民学校教員養成を中等学校教員養成に近づける試みであり、それに伴い国民学校教員の待遇改善につながる議論が展開される可能性があった。このように見ると、プロイセン文部省は、プロイセン議会の支持のある程度得ていたこともあり、プロイセン財務省に対して、国民学校教員の地位向上につながるような案を提出しており、攻勢的であったと見ることができよう。

しかし、最終的にはプロイセン財務省に配慮した与党が、提案 152 から「準備勤務」を削除したと推察される。最終的に、提案 152 は賛成 223、反対 175 によって、プロイセン本議会でも受け入れられた。こうした提案をほぼ踏襲する形で、プロイセン文部省が出した 1931 年 4 月 27 日の規程、1931 年 6 月 4 日の規程によって、卒業教育改革は制度化される。国民学校への配属が 2 年間ではなく、1 年間に短くなり、卒業教育補助金という形式になったが、教職志願者が 18 時間の授業を担当するということや、国民学校教員がメンターとして教職志願者をサポートするという方法はそのまま採用されたのであった<sup>(20)</sup>。

## V. おわりに

ここまで、1930 年代のプロイセン文部省の卒業教育改革構想および、それがどのような展開、変容を経て制度化に至ったのかを明らかにしてきた。プロイセン文部省は、1930 年 9 月に覚書をすでにまとめており、卒業教育改革の内容を具体的に構想していた。プロイセン議会において、「事前就職原則」の廃止が既定路線となる中で、覚書を部分的に踏襲しながら、補助学校教員ポストを創設して、そこに教育アカデミー出身の教職志願者を割り当て、「準備勤

務」をさせるという方法を新たに提案していた。こうした方法を主張していたことは、プロイセン文部省が財務省に対して、国民学校教員の地位向上を狙っていたとも見ることができる。確かに、プロイセン財務省の激しい批判を受けて、「準備実習」という文言は削除される。しかし、教職志願者が、18時間の授業を担当するという（教職志願者として多くの授業を担当すること）や、国民学校教員がメンターとして教職志願者をサポートするという方法はそのまま採用される。このように見ると、プロイセン文部省が主導した卒後教育改革は、ある程度プロイセン文部省の狙い通りに進んだとも言えよう。

本稿では、教育アカデミーの教職志願者に焦点を当てて、卒後教育改革を論じてきた。一方、卒後教育改革は、教員養成所出身の教職志願者とも密接に関わるものであった。教員養成所出身教員の卒後教育や教職への就職問題については、改めて論じる必要があるだろう。

## 付記

本研究は JSPS 科研費（課題番号：22K20296）の助成を受けたものである。

## 注

- (1)Denkschrift zur Neuordnung der Lehrer-Fortbildung und -Weiterbildung(künftig: Denkschrift), in: Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz VI. HA, NI Grimme, A., Nr. 305, S. 1.
- (2)Ebenda.
- (3)Ebenda, S. 27.
- (4)1920 年代において教育アカデミー出身の教職志願者の卒後教育を引き受けていたのは、全教員向けの継続教育を担っていた作業共同体であった。プロイセン文部省は、作業共同体が教職志願者向けの卒後教育を担うのは不十分だと考えていた。こうした背景から、覚書は継続教育から卒後教育を分離することを一つの狙いとしており、そのため継続教育については部分的な言及しかされなかったと推察される。
- (5)Denkschrift, S. 27.
- (6)Ebenda, S. 24.
- (7)Ebenda, S. 29.
- (8)Ebenda, S. 31.
- (9)Protokoll der 164. Sitzung des Hauptausschusses am 2. Dezember 1930, in: Niederschriften über die Sitzungen

des Staatshaushalts- Ausschusses (Hauptausschusses) des Preußischen Landtags, S. 19.

- (10)プロイセン文部省は、次のように述べていた。「しかし、現在のところこうした方法 [2 人の教職志願者を一つの定員ポストに配置する] は不可能である、なぜなら優先就職原則に対するプロイセン議会の拒否的な立場が明らかとなった現在では、教育アカデミーを卒業した教職志願者の定員ポストへの優先就職原則と、それに伴い自由な定員ポストに割り振ることがもはや可能だからである」(Die berufspraktische Ausbildung der Schulamtsbewerber im Vorbereitungsdienst, in: Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz VI. HA, NI Grimme, A., Nr. 305, S. 2.)。
- (11)Protokoll der 164. Sitzung des Hauptausschusses am 2. Dezember 1930, S. 20.
- (12)Anlage zur 187. bis 192., 202. und 204. Sitzung. Im Hauptausschuß zum Haushalt des Ministeriums für Wissenschaft, Kunst und Volksbildung für das Rechnungsjahr 1931 gestellte Anträge, in: Niederschriften über die Sitzungen des Staatshaushalts- Ausschusses (Hauptausschusses) des Preußischen Landtags, S. 30-31.
- (13)Protokoll der 189. Sitzung des Hauptausschusses am 11. Februar 1931, in: Niederschriften über die Sitzungen des Staatshaushalts- Ausschusses (Hauptausschusses) des Preußischen Landtags, S. 5.
- (14)Ebenda, S. 18.
- (15)Richtlinien für die berufspraktische Ausbildung der Schulamtsbewerber im Vorbereitungsdienst, in: Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz VI. HA, NI Grimme, A., Nr. 305.
- (16)Protokoll der 202. Sitzung des Hauptausschusses am 4. März 1931, in: Niederschriften über die Sitzungen des Staatshaushalts- Ausschusses (Hauptausschusses) des Preußischen Landtags, S. 2-4.
- (17)Protokoll der 204. Sitzung des Hauptausschusses am 4. März 1931, in: Niederschriften über die Sitzungen des Staatshaushalts- Ausschusses (Hauptausschusses) des Preußischen Landtags, S. 3.
- (18)Brief von Richter, Ministerialrat im Preußischen Finanzministerium an dem Ministerialrat Dr. Strunden, Preuß. Staatsministerium, den 17. November 1932, in: Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz I. HA Rep. 90 A, Nr. 1761, Bl. 339.

- (19)中等学校教員養成制度の歴史については、以下を参照することができる（吉岡真佐樹（1985）「ドイツ（プロイセン）における中等学校教員の養成と採用－教員試補制度の発展とその機能を中心として」『京都府立大学学術報告 人文』37、pp. 115-138）。
- (20)Kurt Zierold/ Paul Rothkugel(1931)Die pädagogischen Akademien. Amtliche Bestimmungen, Berlin, S. 71-78.

### 引用文献

- 1)榊原禎宏（1991）「ドイツワイマール期に関する教員研究の展開」『大阪大学人間科学部紀要』17、pp. 249-289
- 2)Wermke, Michael(2016) Die Konfessionalität der Volksschullehrerbildung in Preußen. Ein Beitrag zum Schulkampf in der Weimarer Republik, Leipzig
- 3)Werth, Wolfgang(1985) Die Vermittlung von Theorie und Praxis an den Preussischen Pädagogischen Akademien 1926-1933. Dargestellt am Beispiel der Pädagogischen Akademie Halle/Salle (1930-1933), Frankfurt am Main
- 4)藤井利紀（2020）「ヴァイマル期プロイセンの国民学校正教員資格試験に向けた実習－教職志願者とメンターの「教職実習年」の評価に着目して」『日本教師教育学会年報』29、pp. 76-86
- 5)Jungk, Sabine (1991) Volksschulreform und Volksschullehrerfortbildung 1918-1933. Ein Beitrag zur Sozialgeschichte der Lehrerschaft am Beispiel des Deutschen Lehrervereins, Frankfurt am Main